〇井原市環境基本条例
平成17年３月22日条例第15号
井原市環境基本条例

前　文
私たちのまち井原市は、美しい星空のもと小田川の清流と緑の山々に囲まれた自然環境に恵まれ、県西南部の中核都市として発展してきた。
しかしながら、今日の発展を支えてきた都市の活動や物質に依存した生活の営みは、大量の資源やエネルギーを消費し、さまざまな形で環境に大きな負荷をかけ、地球環境にまで影響を及ぼしてきている。
もとより、私たちは健全で良好な環境を享受する権利を有するとともに、次の世代へこれを引き継ぎ発展させていく責務を有している。
私たちは、このような認識のもと、市、市民及び事業者の協働により、人と自然が共生し、かつ、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現するため、この条例を制定する。

（目的）
第１条　この条例は、環境の保全に関し基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、施策の基本指針及び環境基本計画に基づき総合的な施策を推進し、もって現在及び将来における市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

（定義）
第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
（１）　環境への負荷　人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
（２）　地球環境の保全　人の活動による地球全体の温暖化、オゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に対する環境の保全であって、人類の福祉の向上に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に資するものをいう。
（３）　公害　環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の状態が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に対する被害が生ずることをいう。

（基本理念）
第３条　環境の保全は、市民が健康で文化的な生活を確保するために欠くことのできないものであるという認識のもと、その良好な環境を次世代に引き継いでいくことを目指して行われなければならない。
２　環境の保全は、環境への負荷が少なく、人と自然との共生に鑑み、持続的に発展することができる社会の実現を目指して、すべての者の参加により行われなければならない。
３　地球環境の保全が人類共通の課題であることから、市、市民及び事業者がそれぞれの活動において環境の保全を積極的に推進しなければならない。

（市の責務）
第４条　市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する総合的な施策を策定し、計画的に実施しなければならない。

（市民の責務）
第５条　市民は、基本理念にのっとり、日常生活における資源及びエネルギーの節約、廃棄物の排出抑制等による環境への負荷の低減に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）
第６条　事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うにあたっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するため必要な措置を講じなければならない。
２　前項に定めるもののほか、事業者は、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他環境の保全に自ら積極的に努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（施策の基本指針）

第７条　市は、環境の保全に関する施策を策定し、その実施にあたっては、次に掲げる基本指針に基づき、施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行わなければならない。
（１）　大気、水、土壌その他環境の自然的構成要素を良好な状態に保持する。
（２）　生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺等における多様な自然環境を総合的に保全することにより、人と自然との豊かなふれあいを確保する。
（３）　廃棄物の発生の抑制及び資源の循環的な利用を促進し、環境への負荷の少ない持続的に発展することができる社会を構築する。
（４）　歴史的・文化的遺産の保全に配慮し、地域の個性を生かした快適な環境づくりを推進する。

（環境基本計画）
第８条　市長は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、井原市環境基本計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。
２　環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
（１）　環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱
（２）　前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３　市長は、環境基本計画の策定にあたっては、市民及び事業者の参画又は協力が得られるよう、必要な措置を講ずるものとする。
４　市長は、環境基本計画の策定にあたっては、あらかじめ次条に規定する井原市環境審議会の意見を聴かなければならない。
５　市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。
６　前３項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

（井原市環境審議会の設置）
第９条　環境基本法（平成５年法律第 91 号）第 44 条の規定に基づき、井原市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、市長の諮問に応じて次に掲げる事項を調査審議する。
（１）　環境基本計画に関すること。
（２）　井原市公害防止条例（昭和 50 年井原市条例第８号）に定める規制基準等の設定、変更又は廃止に関すること。
（３）　井原市公害防止条例に定める特定施設の指定に関すること。
（４）　その他環境保全に関する基本的事項に関すること。

（年次報告書）
第 10 条　市長は、環境の状況、環境の保全に関する施策の実施状況等について、年次報告書を作成し、審議会へ報告するとともに、これを公表するものとする。

（環境基本計画との整合）
第 11 条　市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定し、実施するにあたっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

（規制の措置）
第 12 条　市は、公害を防止するため、公害の原因となる行為に対し、必要な規制措置を講ずるものとする。
２　前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制措置を講ずるものとする。

（環境の保全に関する公共的施設の整備）
第 13 条　市は、環境の保全に関する公共的施設の整備を推進するものとする。

（環境資源の活用等）
第 14 条　市は、潤いと安らぎを与える河川、ため池等の水辺及び緑等の自然的資源並びに先人から引き継いだ歴史的資源等の環境資源を確保し、活用するものとする。

（資源の循環的な利用等の推進）
第 15 条　市は、環境への負荷の低減を図るため、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用及び廃棄物の減量が促進されるよう努めなければならない。

（情報の提供）
第 16 条　市は、市民及び事業者が自発的に行う環境の保全に関する活動を促進するため、環境の状況その他環境の保全に関する必要な情報を適切に提供するよう努めなければならない。

（環境教育及び啓発活動の推進）
第 17 条　市は、市民及び事業者が環境の保全について理解と関心を深めるため、環境に配慮した活動の支援に努めるとともに、環境教育及び啓発活動の推進を図らなければならない。

（自主的活動の促進）
第 18 条　市は、市民及び事業者が自ら行う環境の保全に関する活動が促進されるよう努めなければならない。

（国及び他の地方公共団体との協力）
第 19 条　市は、環境の保全を図るための広域的な取組みを必要とする施策の実施にあたっては、国及び他の地方公共団体と協力して行うよう努めなければならない。

（委任）
第 20 条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成 17 年４月１日から施行する。
（関係条例の改正）
２　井原市公害防止条例（昭和 50 年井原市条例第８号）の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略
（経過措置）
３　この条例の施行の際現に井原市公害防止条例による井原市環境審議会の会長及び委員の職にある者は、この条例の施行の日において、それぞれこの条例による井原市環境審議会の会長及び委員とみなす。